愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　通巻 132 号　2003.5

愛知
働くものいのちと
健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町９－３労働会館　本館306号
TEL・FAX 052-883-6966　mail ZAP03421@nifty.ne.jp
URL　http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/

健康学校のご案内

聞いて、学んで、実践する
春の健康学校開催

いのち輝く春になりました！みなさん、毎日元気に働いていますか？気持ちよく眠れていますか？朝の目覚めはさわやかですか？

心身ともに元気に働き続けられるように、あなたの職場を今一度見直してみませんか。健康学校は、職場の労安活動に悩んでいるみなさんの思いに応える企画を用意しました。今回の健康学校では、各分野で、専門に研究ご活躍いただいている、医師・弁護士の方に講師をお願いしました。期待のもてる講座と自負しております。ぜひご参加下さい。

■会　場　　労働会館本館２階会議室（金山駅から名鉄本線に沿って南へ徒歩１０分）
■参加費　　１回５００円（４回１６００円）
■定　員　　５０名
■時　間　　１８時開場・１８時３０分開会（終了予定２０時４５分）
■主　催　　愛知健康センター・愛知県労働組合総連合

＜講座の内容＞

A.　５月１４日（水）　「産業医から見た働く人たち」
講師：小林　章雄氏（愛知医科大学教授・名古屋市教育委員会産業医）

B.　５月２１日（水）　「労働基準法の改悪と私たちの健康」
講師：中谷　雄二氏（名古屋共同法律事務所弁護士）

C.　５月２８日（水）　「うつ病の原因と対応、快復後の受けいれは･･･」
講師：粥川　裕平氏（名古屋工業大学教授）

D.　６月　４日（水）　「パソコンであなたの健康は大丈夫？その対策は」
講師：宮尾　克　氏（名古屋大学教授）

（お申し込みは、氏名・住所・連絡先・所属団体・受講希望講座名を明記の上
健康センターまで、ＦＡＸでお願いします。）

住　軽　金
強制・脅迫
出向裁判

名古屋地裁・橋本裁判長

法律ねじまげる不当判決

出向には労働者の同意が必要《法　律》
特段の根拠があれば必要なし《裁判長》

4月9日、名古屋高裁に控訴

鈴木明男さんの強制出向裁判判決は、７年間の長期審理の末、2003年３月28日、名古屋地裁で予期せぬ不当な判決が下されました。橋本昌純裁判長は、結審後１年も放置した後、「原告主張を棄却する」という判決を満席の傍聴者を前に、理由を説明することなく言い渡しました。

■判決を１年待たせ、言渡しは10秒

2003年３月28日名古屋地方裁判所大法廷で、事前に申し入れた判決の説明もなく、住友軽金属工業の鈴木明男さんを職場から排除、本人の同意なしの強制・脅迫出向事件について不当判決が下されました。橋本昌純裁判長は、後ろの扉から入り、いつの間にか椅子に座り、一言

＜報告集会で発言する鈴木明男さん＞

「原告の請求を棄却する、訴訟費用は原告の負担とする」

と述べ、傍聴者が呆気に取られている間に、裁判長は後ろの扉に消えました。

裁判長は、180名の裁判傍聴者に、何故、どんな理由で鈴木さんを負かしたのか説明しませんでした。

■一から十まで企業擁護の裁判長

裁判長は憲法や法律の番人です。ところが、橋本裁判長は、出向には労働者の同意が必要という法律の存在は認めましたが、「特段の根拠があれば」労働者の同意なしに出向を命じることができると法律をねじ曲げました。

その根拠として、会社と労働組合が交わした出向協定を挙げていますが、出向協定には、本人の同意は不必要との条文はありません。証人として出廷した労働組合副委員長も「最終的には本人の同意が必要」と証言しています。

橋本裁判長は、自分の考えに合わない証言は無視し、実質、法律まで変えてしまいました。このような企業擁護の立場に立つ裁判長の下では、全ての労働者の訴えは退けられてしまいます。

＜住軽金鈴木強制出向裁判とは＞

'85・3	昼夜二交替制を反対する鈴木さんの組合活動に嫌悪した会社は「アルミの檻」へ長期監修
'94・10	出向に際しては「本人の同意を」主張している鈴木さんを嫌がらせ出向させる。
'95・8	強制出向無効を名古屋地裁に提訴
'03・3	不当判決
'03・4	名古屋高裁へ控訴

■当選できないから立候補を止めよと言うのか！

鈴木さんは、出向により住友軽金属労働組合の役員選挙に立候補できなくなりました。このことについて、判決文は**「平成６年の組合役員選挙において、原告の得票は１７票増加しているが、当選者の最低得票数との差はいまだに349票もあるのであって、被告に原告の役員選挙立候補を妨害する意図を生じせしめるような得票数の増加ということはできない。」**と断定し、当選できない鈴木さんの権利はもともと無いに等しく、権利は侵害されていないとするとんでもない理屈です。

橋本裁判長は、選挙という民主的なルールの初歩を否定する人物なのでしょうか。

■鈴木さんは「怖かった」と言っているのに･･･

裁判長は「上司大久保副長が、原告に対して『住友銀行名古屋支店長がやられたように、お前に恨みを持つ住友軽金属のだれかが刺し殺すぞ！』との発言をし、原告の腹部を指で突いた事実が認められる。」としながら「･･･30分以上の世間話を伴った会話の中での発言であり、その発言自体も、出向を拒否すれば原告に具体的な危害が及ぶというような現実味のある発言ということはできない。」と断定しました。その上住軽金労組・西野執行委員長の「あれは冗談」と言う証言を採用し、「･･･真に、原告に出向に応じなければ殺されるなどと感じさせるようなものではない。」と勝手に判断しています。さらに、原告・鈴木さんは、「脅迫された」と訴えているにもかかわらず、鈴木さんは「怖がっていない」とまで断定しています。

＜裁判傍聴の識者の声＞

「ヨーロッパでは あり得ない判決」
猿田中京大学教授

私は、永年スウェーデンの研究を専門に行ってきました。しかし、日本の会社や裁判所がとっている人権無視はヨーロッパでは通用しません。

「不当判決は 必ずひっくり返る」
見崎愛労連議長

なぜ鈴木さんの訴えが棄却されたのか法律的にも問題がある。これほどの不当判決は必ずひっくり返る。そのために頑張りましょう。

＜鈴木明男さんの決意＞

名高裁への控訴を決める

鈴　木　明　男

判決は、私の主張してきた事実を見ない、会社の言い分を鵜呑みにした不当判決でした。裁判長は、出向が有効であるとする根拠の一つに、原告の雇用が確保されているとしています。確かに私は住軽金の社員ですが、「アルミの檻」以降、会社は17年間一貫して私を追放しようとして企てました。がしかし失敗しました。言い換えれば、この間、職場の内外の皆さんに支えられ闘ってきた結果です。判決は脅迫の言動について認めても、それを冗談と決め付けたり、会社の出向四基準に当てはまらない私の出向について、裁判長は会社を助けるため、会社も言っていない五つ目の基準を勝手に作り、私の主張を退けました。全く許すことができない不当な判決です。

私は、高等裁判所での勝利をめざして控訴を決意しました。皆さんのご理解と引き続くご支援をお願い致します。

2003.3.28　報告集会にて

おかしいぞ！
団体生命保険

団体生命保険裁判 いよいよ最高裁での闘いへ

住友軽金属９争議は、それぞれ重要な山場にさしかかっています。特に、団体生命保険金横取り事件では、名古屋地裁において、保険金は遺族のもので、会社のものとすることは公序良俗に反するという判決が出される一方、保険金は、全額会社のものというねじれた判決も出されました。

このような状況のなか、団体生命保険裁判では、三つの裁判とも最高裁に上告され、第三小法廷にかかっています。団体生命保険裁判が、最高裁で審理されるのは初めてのことです。いよいよ最高裁の闘いで、1300万人の加入者と全労働者の人権に大きな影響を与える重大な段階に入りました。

住友軽金属９争議とは･･･

住友軽金属関連企業では、９つの争議を闘っています。これを住友軽金属９争議と言います。その九つの争議は、

- **団体生命保険金横取り事件　６件。（最高裁上告、係争中）**
- **労働組合排除の不当労働行為降格差別事件**
- **高野労災不認定事件**
- **強制、脅迫出向鈴木事件　（最高裁上告決定）**

を示します。

最高裁は、憲法判断を下すところです。原告と弁護団は、人格権（憲法13条）の侵害を中心に据えて弁護の準備をしています。

おかしいぞ！
団体生命保険

専門家本間先生（青山学院大学）を招いて学習会

団体生命保険裁判を支援する会では、最高裁での闘いに向け理論武装を強化するため、シンポジウムを企画しました。

今回のシンポジウムには、生命保険制度研究の第一人者、本間先生（青山学院大学）が講演を行います。

学習会の内容として、団体生命保険制度の仕組みと問題点を分かり易く解明し、自分の職場はどうなっているのか、開示されている会社名と内容、判決の内容、国際人権規約にてらして、歪んだ団体生命保険を正していく方向を解明して行く、貴重なシンポジウムとなります。

多数お誘い合わせの上、是非ご参加下さい。

「団体生命保険」守れ人権シンポ

■日　時：２００３年５月９日（金）１８：３０から

■場　所：全港湾会館３階大会議室　（電話０５２－６５２－１４２１）

（地下鉄名古屋港駅１番出口北へ約３０ｍ、３階建三角屋根造り

■講演者：本間照光先生（青山学院大学教授）

水野幹男弁護士

労災認定請求に関して豊田労基署へ要望書を提出

愛知健康センターでは、2002年４月から、過労死されたご主人（トヨタ自動車社員）の労災認定請求に関して、ご遺族から相談を受けていました。ご遺族は、センター事務所に数回来局され、事務局員や弁護士・医師からアドバイスをいただき、精力的に資料を集めたり、解剖医にも面会を求め、医師の新たな見解をまとめ、労基署へ提出していました。労災認定を支援する愛知センターとしても、労基署への労災認定請求に関する「要望書」の提出を検討していました。

要望書は、事務局員が中心になり、水野弁護士、田渕医師からご指導を受け、事務局会議で検討を加えて作成しました。豊田労基署へ労災認定請求を行ってほぼ一年が経過した2003年３月28日（亡くなったご主人の誕生日）午後、作成した「要望書」を、事務局長・宮崎が、ご遺族とともに労基署に提出し、労災認定を強く要請しました。

労基署局医の意見を参考にし、業務上外の認定がでるのは、６月下旬から７月上旬になるのではないかと思われます。引き続きご支援をお願い致します。

泣き寝入りはしたくない！
過労死家族の会が交流

４月13日午後、健康センター事務所で「過労死家族の会」の交流懇談会が開かれました。息子さんを失った二組のご夫婦をはじめ、ご遺族、事務局員あわせて13名が出席。事件の経過、現在の心情などを語り合いました。

Ａさん

2002年２月、32歳の夫が勤務先で倒れそのまま亡くなりました。製造ラインの周辺サービス関連の仕事のため勤務記録がほとんど無く、レシート類、携帯電話通話記録などをもとに長時間過重労働を証明するための資料を作成しました。作成した資料は、労基署へ提出し労災認定を求めています。

Ｂさん

刈谷市の美術館で働いていた夫は、高血圧の身にもかかわらず、毎晩10時過ぎの帰宅でした。残された子どもは、２歳と８か月の二人。ぜん息もあり毎日自殺を考えていました。2002年６月労災申請をしましたが、長時間労働をよく知っているはずの同僚も協力的とは言えず、当時の上司も冷たい態度です。

Ｃさん

東京で働いていた長男は30歳の独身。ＩＣソフトの技術者で、長時間過密労働のため、疲れて自宅で亡くなっているところを発見されました。まさかこんなことになるとは思わず、口惜しくもあり、このまま泣き寝入りはしたくありません。

Ｄさん

夫は、３年半前、1999年に自殺をしました。亡くなる３か月前に主任に昇任。昇進後は毎日のように深夜帰宅。さらに休日も出勤していました。上司もそれを煽っていたようで、労災申請にも非協力的です。子どもは、小学校５年生と２年生。父親の死についてどこまで話してよいのかも悩んでいます。

Ｅさん

過労で殺された次男のことを想うと、会社が憎くて身体が震えてきます。私の幼い頃、父が自殺し、それが原因でいじめにも遭いました。子どもには本当のことを話すべきと思います。

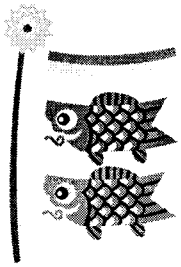

Fさん

夫は自宅で自殺をしました。その姿を見たとき、夫は会社に殺されたと思いました。すぐに労災申請を行い、携帯電話の交信記録が消される３か月以内に、証拠として押さえました。労災は、１年２か月で認められました。子どもはまだ６か月。同じ悲しみ、苦しみが他の方々に及ばないよう私なりの力を尽くしたいと思っています。

Gさん

13年前３人の子どもを抱えて未亡人になりました。当時、一番下の子は２歳。会社は、夫が亡くなったのは本人の責任と冷たく、誰に相談したらよいのか途方にくれました。幸いによい弁護士さんと巡り会い、「一年だけ頑張ろう」と考え、それを積み重ねてきました。労基署では労災と認められず、裁判所に提訴しました。裁判は勝利和解し労災認定され、本当に多くの皆さんに助けられました。

大切な身内を失った悲しみに加え、生活の不安、子どもの将来の不安など参加者の話はとぎれなく続きました。

話をしながら、時には涙で言葉が詰まることもありましたが、泣き寝入りしたくないという気持ちは、皆さん強く出されていました。

雇う側には、労働者のいのちと健康を充分に配慮する義務があるはずです。企業のしかるべき責任を追求しようと確認しました。

（文責　愛知センター事務局員大家）

ゆたか福祉会
ゆたか福祉労組
人権侵害事件

泰中（たいなか）事件 解明始る

■地労委で、不当労働行為審問

４月22日、泰中事件不当労働行為について、地労委でローカルユニオンの三枝委員長の審問がありました。北村弁護士は約２時間にわたって、ゆたか福祉会とゆたか労組が、ローカルユニオンを差別して来た事例を三枝証言で明らかにしました。

泰中さんを支援する側は数名の傍聴がありましたが、ゆたか福祉会と労組には傍聴はありませんでした。どうやら、組合差別の事実をあれこれと一般組合員に聴かせたくないので、傍聴させなかったものと思われます。

泰中事件とは「第２ゆたか希望の家」に勤務する看護師、泰中広子さんがゆたか労組を脱退してローカルユニオンに加盟したことから、２００２年９月２３日 に行われた職員会議で４時間余にわたって泰中さん一人を全職員がよってたかって糾弾し、治りかけのうつ病を悪化させ、休職に追い込まれた事件です。その背景にはゆたか福祉会の労使が「４名のローカルユニオン組合員を退職に追い込む作戦」の一つとして企図されたものであり、ゆたか労組を唯一の労組とする組合差別もからんでいます。

次回は６月27日13:30から三枝委員長への反対尋問が行われます。

■名古屋地裁での損害賠償請求事件

４月23日、名古屋地裁で泰中事件の責任を損害賠償という形で明らかにする公判が行われました。傍聴席は双方の傍聴者で満席になり、公判後の弁護士会館で行われた説明会にも40余名が集まりました。

高木弁護士は、ローカルユニオンが「ゆたかの綱領を認めない」とかってに決めつけて、泰中さんを綱領を認めない者として糾弾していること。また、「ゆたか」の綱領では理念や指針を掲げるだけでなく価値観や信念、行動の規範まで職員に求めているのは労働組合法や労働基準法第３条に違反しているとし、価値観や信念の違いを理由に繰り返しおこなわれていたゆたかの「再教育」は間違っていると指摘しています。

価値観や信念を同一にする宗教団体や政党と要求で一致する労働組合を混同しているゆたか福祉会やゆたか労組は異常というしかありません。

今後は泰中さんの証言を病院で採録し、公判を続ける予定です。

2001年労安法違反での送検件数は７５１件

厚生労働省が発表した、2001年に実施した監督業務実施状況によると、法令違反による送検数は、1346件で、うち751件が労働安全衛生法違反となっています。

違反の中で、労働安全衛生法違反をみると、

第１位	安全基準（法20～25条）違反	25,630事業場
第２位	健康診断（法66条）違反	9,651事業場
第３位	定期検診（法45条）違反	6,921事業場
第４位	作業者主任（法14条）違反	5.924事業場
第５位	衛生管理者（法12条）違反	4,463事業場

となっています。

これらの違反に伴う送検数では、労働安全衛生法違反が751件となっており、

第１位	設備等（法20条）違反	218件
第２位	作業方法（法21条）違反	197件
第３位	事故報告（法100条）違反	126件
第４位	就業制限（法61条）違反	62件
第５位	建設物注文者（法31条）違反	30件

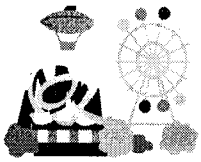

などとなっています。

業種的には建築工事業が最も多く222件、ついで土木工事業の200件となっています。

労働安全衛生法違反は犯罪です。労安法違反をなくす日常活動が求められています。あなたの職場では、労安法違反はありませんか？一度、点検をしてみて下さい。

（東京社医研ニュース「働くものの健康」より抜粋）

健康センターの腕章と旗を作りました！

５月１日メーデーで初お目見えします。緑の生地に白抜きの文字です。
ＮＰＯ法人資格もまもなく取得するので、それも入っています。

通話履歴（3カ月以内）が労災認定の資料に
「帰れないコール」が証拠になる

2002年1月、名古屋市の通信機器会社の営業マン（当時32歳）が自殺しました。彼は毎日深夜、携帯電話で、妻に「仕事でまだ帰れない」と連絡していました。通話履歴に残った時刻が、すさまじい長時間労働が原因でうつ病になったことを示す資料の一つとなり、2003年３月、名古屋東労働基準監督署は労働災害と認定しました。

携帯の通話記録は一般に３カ月しか保存されません。もし過労死の疑いがあるときは、早めにその記録を取り寄せ確保することが重要です。

労災申請を担当した弁護士によると、亡くなる前５カ月間の残業は、月100～150時間。労基署はサービス残業も認め、10カ月の不払い賃金約280万円の支払いを会社に命じました。

過労死や過労自殺の労災申請や裁判では、残業時間の長さが判断の重要な決め手になります。厚生労働省が定めた過労死の労災認定の目安は、脳や心臓の病気、うつ病などが発症する前１カ月に100時間か、６カ月にわたって月80時間以上になってます。しかし、サービス残業が多く、実際の労働時間をつかむことは難しいのが実態です。

そこで労基署は、過労死などの訴えを調査する際、あの手この手で労働時間を洗い出す。仕事で使ったパソコンのデーターの更新時刻や職場の鍵をビル管理室に返した時刻などなど。サービス残業の摘発は、事業所の近くで刑事なみに「張り込み」をすることもある。

敵もさる者。自宅に仕事を持ち帰る「ふろしき残業」を命じる会社もあります。でも、本人や家族が、仕事の開始と終了の時刻を毎日眼もするだけでも証拠になります。家計簿にご主人の帰宅時刻を克明に記録し、それが長時間労働を照明する証拠となり労災認定された例もあります。万一に備えてそんな記録をつけることは、とても悲しいことかもしれませんが。

（「朝日新聞４月残業五話より抜粋」）

スミケイ運輸

不当労働行為事件

地労委、一方的に和解を打ち切る

親交労組、地労委へ団交斡旋申し入れ

住友軽金属の100％出資子会社であるスミケイ運輸の不当労働行為事件は、地労委で結審し、約１年間、和解の話し合いを行ってきました。しかし、４月25日、地労委は和解を一方的に打ち切りました。

和解の争点は、現実の差別、労働組合事務所を問題としました。

会社は豊川営業所内に労働組合事務所を設けることを認めましたが、親会社の住友軽金属伸銅所は拒否したため、住軽金９争議支援連絡会は、同伸銅所に対し同意するよう要請をしてきました。４月21日、伸銅所は、「現地とよく相談して下さい」（２月14日本社回答）を無視して、「これからは一切会わない！会社に入れない！」という態度に出ました。

地労委民主化会議は、差別を解消し和解を進めるため、地労委に対し「差別を解消する立場に立ち、伸銅所調査、地労委への呼び出し」を申し入れました。しかし、これらの申し入れは、訴え事項外、権限外であるとして、拒否してきました。やっと決定権を持つ親会社が出てきたら、これで手が出せないと和解を一方的に打ち切ってきました。

これでは親会社が拒否すれば、同一構内の子会社の労働組合事務所は設けることができなくなります。憲法にも労働組合法にも違反する行為です。親交労組は伸銅所に団交を申し入れましたが、親会社は拒否してきましたので、ただちに地労委へ団交斡旋の申し入れをし、同時に公正な命令を早く出すように強く要請し運動を強める決意をしています。

年会誌の名称と原稿を募集

愛知健康センターの一年間の活動をまとめて、年会誌を発行します。その内容は
①研究報告　②職場からの報告　③裁判所や労働基準局での闘い　④短信・投稿
⑤健康センターの活動　などです。
８月30日(土)13:30(場所：労働会館)開催の総会に間に合わせて発行します。
この年会誌の名称と原稿を募集しています。原稿・名称の締め切りは**７月1日**です。名称は、ハガキかＦＡＸで、原稿は、800字～3000字の長さで、一太郎かワードで打ち込んでフロッピーに保存してお送り下さい。
原稿料はありませんが、500部印刷して、会員や友好団体に配布します。

ご存じですか？労働福祉事業団「愛知産業保健推進センター」

■場　　所：〒460-0008　中区栄四丁目15番32号　日建・住生ビル７Ｆ
TEL（０５２）２４２－５７７１　FAX（０５２）２４２－５７７３
■利用日時：午前９時～午後５時（休日：毎土・日曜日、国民の祝日、年末年始）
■事業内容：勤労者の健康確保を図るため、産業保健に関するさまざまな事業を行っています。例えば ①窓口相談 ②実地相談 ③情報の提供 ④セミナー ⑤広報・啓発 ⑥調査研究 ⑦助成金支給 などを行っています。

セミナーの内容の一部を紹介します。開講時間についてはお問い合わせ下さい。受講料は無料ですからあらかじめ申し込んで下さい。

５月16日（金）「環境測定器の使い方実習」講師：石田　修（労働衛生工学担当相談員）
５月21日（水）「労働衛生教育」講師：山田　琢之（同）
５月23日（金）「有機溶剤と尿中代謝物」講師：吉田　勉（産業医学担当相談員）
５月29日（木）「過重労働防止のための具体的対応について」講師：渡邊美寿津（同）

インフォメーション

西日本セミナー６月13～14日、奈良県！東日本セミナー６月20～21日、群馬県で開催！

全国センター「Health & Safety 2003年働くもののセミナー」

誰もが健康で人間らしく働ける職場と社会をつくろう！
どなたでも参加できる！じっくりと講義から学び、大いに交流し
職場・地域で生かしていこう！

１．日　程
　＜西日本＞　６月１３日（金）13:30～１４日（土）12:30
　＜東日本＞　６月２０日（金）13:30～２１日（土）12:30

２．会　場
　＜西日本＞　ならまちセンター（奈良市内）
　＜東日本＞　水上ホテル聚楽

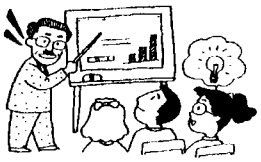

３．宿　泊
　＜西日本＞　飛鳥荘（奈良市内）
　〒630-8301 奈良市高畑町1113-3（猿沢池畔）TEL 0742-26-2538 FAX 0742-26-0658
　＜東日本＞　ホテル聚楽（水上温泉）
　〒379-1617 群馬県利根郡水上町湯原 TEL 0278-72-2521 FAX 0278-72-2361

４．参加費　１８，０００円（参加費・宿泊費・夕食交流会費を含む）日帰り参加５，０００円

５．企画内容
　(1)記念講演
　　＜西日本＞　服部　誠（石川民医連会長／医師）
　　＜東日本＞　福地　保馬（全国センター副理事長／北大名誉教授）
　(2)特別報告
　(3)各 講 座
　　第１講座（基礎講座）「働くものの健康と安全を考える」
　　第２講座（実践講座）「職場の労働安全衛生活動を考える」
　　第３講座「働くもののメンタルヘルス」
　　第４講座「過労死・過労自殺等の補償と予防活動」
　　第５講座「労働関連疾患、腰痛・頸腕・じん肺等の補償と予防活動」
　　第６講座「中小企業労働者、業者、農民等の健康問題での協同と連携」
　(4)夕食交流会

６．申込み　愛知健康センター　０５２－８８３－６９６６(TEL & FAX)

当面の日程

5月7日(水)	全国センター常任理事会	13:00　東京
8日(木)	労基法改悪反対連絡会総会	18:30　労働会館
9日(金)	団体生命保険シンポ	18:00　全港湾会館
10日(土)	食農研 権利討論集会	14:00 15:00　労働会館
11日(日)	有事立法反対集会	11:00　白川公園
12日(月)	第18回事務局会議	10:00　事務所
14日(水)	**健康学校 講師：小林章雄先生(愛知医大)**	**18:30　労働会館**
19日(月)	スミケイ9争議事務局会議	18:30　労働会館
21日(水)	**林光雄裁判判決** **健康学校 講師：中谷雄二弁護士** **(名古屋共同法律事務所)**	**13:00　地裁** **18:30　労働会館**
22日(木)	年金者大学　講演：山田信也先生 金丸世話人会	10:00　北区役所 15:00　小会議室
23日(金)	地方センター交流会　13:00～24日12:00まで　竹島ホテル	
24日(土)	愛知争議団総会	13:30　労働会館
26日(月)	第19回事務局会議	10:00　事務所
27日(火)	泰中地労委反対尋問	13:30　地労委
28日(水)	**健康学校 講師：粥川裕平先生(名工大)**	**18:30　労働会館**
30日(金)	ダイコー千葉判決	13:30　地裁
31日(土)	名古屋南部地域再生センター設立総会 金丸さんを支援する会総会	13:00　港医療生協会館 18:00　労働会館
6月1日(日)	絆の会特別公演	13:00　港湾会館
4日(水)	**健康学校　講師：宮尾克先生(名大)**	**18:30　労働会館**